

## 筆界特定手続に関する相談を希望される皆様へ

東京法務局における筆界特定手続に関する相談は、これまで対面相談方式でしたが、令和2年7月1日（水）から、原則として**相談票と資料とを事前にお送りいただいた上で当方から電話により回答する電話相談方式に変更**させていただきます。

※相談票の書式は、[こちら](#)をクリックしてください。

相談票と資料の送付先は下記のとおりです（資料等が大部（相談票と合わせて10枚を超える）でなければFAXによる送付も可）。

記

### 【送付先】

〒102-8225

千代田区九段南一丁目1番15号（九段第二合同庁舎）

東京法務局民事行政部不動産登記部門 筆界特定室

T E L 03-5213-1407

F A X 03-5213-1576



# 東京法務局